

平成 16 年度第 2 回 豊田市 PCB 処理安全監視委員会 質疑要旨

(質問) 委員

もし鴻ノ巣橋北、もしくは広久手町 6 丁目の交差点以外のところを通った場合はどうなるのか。

(回答) JESCO

あらかじめ我々が認定をする際に、事前に作業従事者に対しては間違いなくその通路を通ってくるという教育を徹底していく。また、豊田市の収集運搬事業者に対する環境保全協定の中にも通路について記載されると聞いている。

(質問) 委員

運搬車両には専用車両としての表示はあるのか。あるならどういう表示がされるのか。

(回答) JESCO

運搬車両には PCB 運搬という表示をすることになっており、これは環境省が策定した、収集・運搬ガイドラインの中にも記載されている。

(質問) 委員

作業者の教育について 2 月 8 日に講習会が実施されたということだが、今後、収集運搬作業者に対する教育、資格というのはどのように実施されるのか。

(回答) JESCO

講習会では約 35 社で 140 人の方が講習を受けられたため、当面は十分足りていると思っている。

環境省の収集・運搬ガイドラインの中には、会社として日頃から収集運搬にかかわる教育をすることとされており、このような教育がされているか、作業従事者に対して我々が口頭試問を行う。

(回答) 愛知県廃棄物対策課

作業従事者の講習会は国の外郭団体が開催した講習会であり、毎年 1 回は講習会を開催して、新たな方の勉強の機会を作っていただくようお願いしている。

(質問) 委員

ステンレス製の運搬容器は搬入業者が個々に作るのか。また、作った容器は誰が安全であるという点検をするのか。

(回答) JESCO

密閉容器の性能については、環境省の収集・運搬ガイドラインに、水張検査などの検査の方法が書かれている。ドラム缶については UN の基準がある。

(質問) 委員

前回の PCB 廃棄物の処理に係る協定書と、今回の収集運搬の協定書は別物と考えてよいのか。

(回答) 事務局

前回は JESCO と PCB の処理に関わる部分の協定を締結した。今回は収集運搬について、収集運搬事業者と協定を締結する。処理と収集運搬では相手方が違うので、それぞれで協定を締結していく。

(質問) 委員

緊急時のマニュアルなどの策定について、その原案というのはすでに作られているのでしょうか。

(回答) 事務局

収集運搬の緊急時対応マニュアルは、まだ許可業者が決まっていないため、決まった段階でマニュアルの策定を指導していく。

(質問) 委員

トランスやコンデンサーを保管している事業者の中で、過去に PCB の液抜きをしてしまったという事業者はあるのか。

(回答) JESCO

今まで保管事業者のところを回った状況では、トランスでは一部の事業者で PCB を抜いてドラム缶に入れているということがあった。コンデンサーについては別々になっているところはなかった。

(質問) 委員

この事業は、処理、運搬、監視など、最終的にどういう責任の所在なのか。

(回答) JESCO

処理施設の安全性については、JESCO が全般的な責任を有しており、施設の設計、工事、稼働について万全を期していく。

収集運搬自体は収集運搬事業者の方に責任を持って実施してもらうが、収集運搬事業者まかせではなく、受入基準を定め、運搬事業者を認定していく。

(回答) 愛知県廃棄物対策課

収集運搬事業者だけでは緊急時の対応は上手くできないので、消防部局にも PCB の情報を渡して、体制の整備を進めていく。

(質問) 委員

事故の未然防止のために、運搬容器の基準や車両に対しての安全基準はどう

なっているのか。

(回答) JESCO

車両自体は一般のトラックやトレーラー同様、道路運行車両法などにに基づいて運行してもらおう。

収集運搬容器は、認定の基準にするということも含めて、仮に何かあった場合でも被害が及ばないような対応ができることを確認していく。

GPS については、急ブレーキや通常と違う運転をした場合に信号を発したり、事故を起こしてしまったときに運転者が信号を発するなど、仮に事故を起こってしまったとしても緊急に対応できるようになっている。

(回答) 愛知県廃棄物対策課

収集運搬業者に対して通常の産業廃棄物の収集運搬業の許可よりも厳しい許可基準を設けている。

運搬車両については、PCB 専用の車両ということは許可基準にはしていないが、運搬容器についてはしっかり指導していく。

(質問) 委員

昨年 8 月からの工場立会い、作業者の訓練の状況をお聞かせください。

(回答) JESCO

プラントについては一個一個の工場立会いの中で性能を確認している。その中で、工場立会いの再立会いになったものは 3 点ほどあった。

特にトランスを二つに切るバンドソーでは、トランスを固定する側の軸がちょっと弱いと、ねじれて刃が噛んでしまうということが苦労した。

オイルミストの発生については、現場でかなり気をつけて見ている。

(質問) 委員

搬入業者というのは具体的に何社でトラックが何台あるのかお聞きしたい。

(回答) 豊田市産業廃棄物課

現在の許可業者数は愛知県、豊田市を含めて 1 社であり、これは許可基準が厳しくなる前に許可を取得した業者である。車両台数は、1 社に 1、2 台程度だと思われる。

(質問) 委員

運搬車両は何台あれば安全に運営できるのか。処理施設に 1 日何台来るのかということから、運行に安全な台数の予想がつくか。

(回答) JESCO

効率的に運べば 1 日 5 台程度の搬入になるかと思う。効率的にいかない場合でも、1 日 10 台程度だと思っている。

(質問) 委員

限られた資格のある者が運転するということになると、酷使される恐れがあるため、作業者の健康管理について協定の中に入れるべきである。

(回答) 事務局

協定書の中に作業者の健康管理について入れていくように検討する。

(質問) 委員

運搬の認定された事業者が基準に違反した場合、認定が解除されるということだが、具体的な罰則やペナルティはあるのか。

(回答) JESCO

認定の取り消し基準を決めている。これに照らして運営していく。

(回答) 事務局

市との協定書に違反した場合、JESCO と連携を密にして取り消し等のペナルティを与えるかを検討していく。